

新型コロナウイルス感染症の影響による家計が急変した世帯への授業料免除について

- (1) 対象者は、学部学生（新1年生を含む。）及び大学院生とする。（ただし、昨年度の所得が算出できない私費外国人留学生（学部新1年生等）は除く。）
- (2) 以下の①又は②に該当する学生で本学の免除基準に該当する学生は、家計急変世帯学生として通常の免除枠とは別に優先して授業料免除の対象とする。
- ①国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合
- ②家計急変事由発生後の所得（\*）が昨年度の所得（前期分の申請の場合は前々年度の所得で可）と比較し、1/2以下となっている場合

\* 事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、前期分の申請については直近1か月分を12倍したもの、後期分の申請については直近3か月分を4倍したものをとする。

問合せ先

静岡キャンパス・・・学生生活課奨学係

浜松キャンパス・・・浜松学生支援課学生支援係